

寒川町都市公園条例施行規則新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
(有料公園施設の供用期間等)			(有料公園施設の供用期間等)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 条例別表第3第1項第2号及び同表第2項の規定による使用時間帯の区分は、別表第2に定める区分とする。 <u>(加える)</u>			3 条例別表第4第1項第2号及び同表第2項の規定による使用時間帯の区分は、別表第2に定める区分とする。		
4 <u>パンプトラックさむかわの専用使用の使用時間帯の区分は、別表第2の2に定める区分とする。</u>			4 <u>パンプトラックさむかわの専用使用の使用時間帯の区分は、別表第2の2に定める区分とする。</u>		
(有料公園施設の許可申請の手続)			(有料公園施設の許可申請の手続)		
第4条 条例第7条第3項の規定により、有料公園施設の使用の許可を受けようとする者は、別表第3に定める申請期間内に、同表に定める許可の申請を指定管理者に提出しなければならない。			第4条 条例第7条第3項の規定により、有料公園施設の使用の許可を受けようとする者は、別表第3に定める申請期間内に、同表に定める許可の申請を指定管理者に提出しなければならない。		
2・3 (略)			2・3 (略)		
4 施設使用者は、当該使用を取り消そうとするときは、遅滞なく寒川総合体育館使用取消届(第9号様式)に第2項の規定により交付された許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。			4 施設使用者は、当該使用を取り消そうとするときは、遅滞なく有料公園施設使用取消届(第9号様式)に第2項の規定により交付された許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。		
～略～			～略～		
(回数使用券)			(回数使用券)		
第16条 条例別表第4で定める回数使用券の様式は第30号様式とする。 <u>～略～</u>			第16条 条例別表第5で定める回数使用券の様式は第30号様式とする。 <u>～略～</u>		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
有料公園施設(寒川総合体育館)の供用期間及び供用時間			有料公園施設の供用期間及び供用時間		
種類	供用期間	供用時間	種類	供用期間	供用時間
メインアリーナ	1月4日から12月28日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。	午前9時から午後9時まで	寒川総合体育館	メインアリーナ	1月4日から12月28日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。
サブアリーナ	(1) 第2・第4月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休			サブアリーナ	
武道場				武道場	
弓道場				弓道場	
会議室				会議室	
多目的室				多目的	(1) 第
トレーニ					

シングル	日」という。)に当	
ム	たるときは除く。)	
スポーツ	(2) 休日の翌日(日	午前11時
サウナ	曜日又は休日に当	から午後
	たるときは除く。)	9時まで

室	2・第4月	
トレー	曜日(国	
ニング	民の祝	
ルーム	日に関	
スポー	する法	午前11時から午
ツサウ	律(昭和	後9時まで
ナ	23年法	
パンプトラ	律第178	1月4日 午前9時
ックさむか	号)に規	から1月 から午
わ	定する	31日ま 後4時ま
	休日(以	で及び
	下「休	11月1日
	日」とい	から12
	う。)に	月28日
	当たる	まで
	ときを	2月1日 午前9時
	除く。)	から3月 から午
	(2) 休	31日ま 後5時ま
	日の翌	で及び9
	日(日曜	月1日か
	日又は	ら10月
	休日に	31日ま
	当たる	で
	ときを	4月1日 午前9時
	除く。)	から5月 から午
		31日ま 後6時ま
		で及び8
		月1日か
		ら8月31
		日まで
		6月1日 午前9時
		から7月 から午
		31日ま 後7時ま
		で
		で

別表第2(第3条関係)

(略)

(加える)

別表第2(第3条関係)

(略)

別表第2の2(第3条関係)

使用時間帯の区分

1月4日から1月31日	午前9時から午後1
まで及び11月1日か	時まで
ら12月28日まで	午後1時から午後4
	時まで

	午前9時から午後4時まで
2月1日から3月31日まで及び9月1日から10月31日まで	午前9時から午後1時まで
	午後1時から午後5時まで
	午前9時から午後5時まで
4月1日から5月31日まで及び8月1日から8月31日まで	午前9時から午後1時まで
	午後1時から午後6時まで
	午前9時から午後6時まで
6月1日から7月31日まで	午前9時から午後1時まで
	午後1時から午後7時まで
	午前9時から午後7時まで

別表第3(第4条関係)

区分	申請期間	申請	許可
寒川総合体育館の使用許可(個人使用を除く。)	使用期日の属する月の前々月の15日から使用期日前7日まで	寒川総合体育館使用許可申請書(第6号様式)による申請	寒川総合体育館使用許可書(第7号様式)の交付
(加える)			
寒川総合体育館の個人使用許可	使用当日	口頭による申請	寒川総合体育館の個人使用券(第8号様式)の交

別表第3(第4条関係)

区分	申請期間	申請	許可
寒川総合体育館の使用許可(個人使用を除く。)	使用期日の属する月の前々月の15日から使用期日前7日まで	寒川総合体育館使用許可申請書(第6号様式)による申請	寒川総合体育館使用許可書(第7号様式)の交付
パンプトラックさむかわの使用許可(個人使用を除く。)	使用期日の属する月の前々月の15日から使用期日前7日まで	パンプトラックさむかわ使用許可申請書(第6号様式の2)による申請	パンプトラックさむかわ使用許可書(第7号様式の2)の交付
寒川総合体育館の個人使用許可	使用当日	口頭による申請	寒川総合体育館の個人使用券(第8号様式)の交

付
(加える)

～略～

第6号様式(第4条関係)  
(略)

(加える)

第7号様式(第4条関係)  
(略)

(加える)

第8号様式(第4条関係)  
(略)

(加える)

第9号様式(第4条関係)  
寒川総合体育館使用取消届  
年 月 日

(あて先)指定管理者  
(略)

～略～

付	パンプト	使用当日	口頭によ	パンプト
	ラックさ		る申請	ラックさ
	むかわの			むかわの
	個人使用			個人使用
	許可			券(第8号
				様式の2)
				の交付

～略～

第6号様式(第4条関係)  
(略)

第6号様式の2(第4条関係)  
[別添のとおり]

第7号様式(第4条関係)  
(略)

第7号様式の2(第4条関係)  
[別添のとおり]

第8号様式(第4条関係)  
(略)

第8号様式の2(第4条関係)  
[別添のとおり]

第9号様式(第4条関係)  
有料公園施設使用取消届  
年 月 日

(宛先)指定管理者  
(略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 パンプトラックさむかわに係る使用に関する手続は、施行日前においてもこの規則による改正後の寒川町都市公園条例施行規則の規定の例により行うことができる。